

「労災保険率適用基準」について（抜粋）**「その他の各種事業」の細分****9411 広告、興信、紹介又は案内の事業**

この分類には、広告業、広告代理業、興信業、民間職業紹介業、旅行代理業、観光案内業、情報提供業等の事業が該当する。

なお、高所作業を伴わない看板書きを行う事業は、本分類に含まれる。

9412 速記、筆耕、謄写印刷又は青写真業

この分類には、速記、謄写印刷、タイプライティング、筆耕、書類の複製等を行う事業が該当する。

9418 映画の製作、演劇等の事業

この分類には、各種の映画製作、ビデオの製作、演劇曲芸軽業、競馬等の娯楽の提供を行う事業が該当する。

9419 劇場、遊戯場その他の娯楽の事業

この分類には、映画配給、映画館、劇場、ゴルフ練習場、野球場、遊戯場、遊園地その他の娯楽施設の提供を行う事業が該当する。

9420 洗たく、洗張又は染物の事業

この分類には、洗たく業、リネンサプライ業、洗張業、しみ抜き業、染物業等の身の回りの清潔を保持する事業が該当する。

9421 理容、美容又は浴場の事業

この分類には、理容業、美容業、浴場業等の身体の清潔を保持するサービスを行う事業が該当する。

9 4 2 2 物品賃貸業

この分類には、事務用機械、自動車、スポーツ娯楽用品等の各種の物品を賃貸する事業が該当する。

9 4 2 3 写真、物品預り等の事業

この分類には、写真業、物品預り業、履物修理業等のサービスを提供する事業が該当する。

9 4 2 4 医療保健業

この分類には、病院、療術業等の医療、保健衛生、社会福祉及び介護に関するサービスを行う事業が該当する。

9 4 2 5 教育業

この分類には、学校、自動車教習所等の教育に関する事業が該当する。

9 4 2 6 研究又は調査の事業

この分類には、学術的研究、試験、開発研究等の調査研究を行う事業が該当する。

9 4 1 6 前各項に該当しない事業

この分類には、その他の各種事業のうち前各項に該当しない事業が該当する。

各種会社の本社、支社等の事務所、実業団体、労働団体、学術文化団体等の非営利団体、在日外国公館、検数業、代理商、仲立業、情報処理サービス業、法律事務所、会計事務所、設計事務所等の専門サービス及び神社、寺院、教会等の宗教等の事業は、本分類に含まれる。